

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所：

有限会社山田造材部 秋田県北秋田市米内沢字鶴田中岱189

2. 指名停止措置期間：

平成20年11月5日から平成21年1月4日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：東北森林管理局管内

4. 事実概要：

米代東部森林管理署上小阿仁支署が平成20年9月8日に有限会社山田造材部と契約した生産請負箇所（皆伐）について、平成20年10月3日に山田造材部社員が上小阿仁支署へ来署し、「Ⅱ伐区の保残帯の境界が不明なので7日に案内してほしい、それまでは境界が判明しているⅠ伐区で作業している」との連絡があった。

米代東部森林管理署上小阿仁支署で7日に、有限会社山田造材部の社員と現地確認を行った結果、伐採すべき箇所と保残すべき箇所を間違えて伐採したことが判明した。

5. 指名停止措置理由：

有限会社山田造材部の社員が伐採区域を確認せず、思い込みのまま伐倒作業を指示し、作業を実行させたこと。

また、誤伐した箇所は、県との保安林内の伐採協議が行われていない区域であること。

さらに、上小阿仁支署においては、平成17年に同様の誤伐事案が発生していること等を踏まえ、請負契約にあたっては、現地を十分確認し、適正な事業を実施するよう強く注意喚起をしたにも関わらずこのような事案が発生させたこと。

以上のことを考慮し、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第1の2（過失による粗雑業務）に該当することから、指名停止期間2ヶ月とする。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件
(過失による粗雑工事)
2 当該部局の所属担当官と締結した契約に係る業務の履行に当たり、過失により業務を粗雑にしたと認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経理課 長 松橋 和夫 電話018-836-2070